

第3次福岡県南広域水道企業団地球温暖化対策実行計画

平成27年4月1日

1 計画策定の背景

我が国における地球温暖化対策については、1997年に採択された京都議定書の中で温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第一約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年4月に施行され、地方公共団体に対しても「温室効果ガスの抑制のための実行計画」の策定が義務づけられました。

なお、現在、我が国は京都議定書第二約束期間には参加していませんが、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととしています。

2 福岡県南広域水道企業団における取組み

福岡県南広域水道企業団（以下「企業団」という。）においては、計画期間2005年から2009年までの福岡県南広域水道企業団地球温暖化対策実行計画で、2009年における温室効果ガスの総排出量を2003年比で9.9%削減することができました。

また、その後の計画期間2010年から2014年までの第2次福岡県南広域水道企業団地球温暖化対策実行計画（以下「第2次実行計画」という。）では、2014年における送水量1 m^3 当たりの温室効果ガスの排出量を0.162 kg/m^3 以下とする目標を定めました。

第2次実行計画期間中の平成25年度における送水量1 m^3 当たりの温室効果ガスの排出量は0.250 kg/m^3 となり、目標を達成できませんでしたが、その理由は東日本大震災の発生以降、原子力発電に代わり火力発電の発電量が大幅に増加した結果、温室効果ガスの排出量を算出するための排出係数が大きく増加したためです。

なお、送水量1 m^3 当たりの使用電力量等その他の事業活動ごとの目標については、目標を達成することができました。

この度、第2次実行計画の期間が終了したことから、これまでの実績及び社会状況を踏まえ、新たに第3次福岡県南広域水道企業団地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、温室効果ガスの排出量の抑制に向けた取組みを今後も推進するものとします。

3 計画に関する基本的事項

(1) 計画策定の目的

企業団の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に取り組む、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(2) 計画の期間

2015年から2019年（平成27年度から平成31年度）までの5カ年間とする。

(3) 計画の対象範囲

対象範囲は、企業団全ての施設における事務・事業とする。

4 計画の目標

(1) 温室効果ガスの総排出量に関する目標

2019年（平成31年度）における送水量1 m³当たりの温室効果ガスの排出量を0.252kg/m³以下とする。

(2) 事業活動ごとの目標

- ①事務所活動における電気使用量を年間538,200kwh以下とする。
- ②コピー紙使用量を年間310,000枚以下とする。
- ③公用車の燃費を12.8km/l以上とする。
- ④事業活動におけるエネルギー消費原単位電力量を0.411kw/m³以下とする。

5 計画の推進、点検及び評価

実行計画の推進、点検及び評価については、福岡県南広域水道企業団エコアクション（以下「エコアクション」という。）により行い、各目標の推進を図る。

6 計画の見直し

実行計画において「4 計画の目標」の変更が行われた場合、エコアクションについても所要の見直しを行うものとする。

7 職員の研修

職員の研修は、エコアクションの規定を適用して実施する。

8 取組みの公表

実行計画の進捗状況及び点検結果等については、企業団ホームページにより、毎年公表を行う。